

# 新型コロナウイルス感染症に伴う

# 助成金・給付金等

2021年1月29日現在

第3次補正含む

※助成金・補助金等の情報は、日々更新されます。各問い合わせ先に詳細をご確認くださいませよう、お願いいたします。

個人が申請

▼ サラリーマン  
▼ パート・アルバイト  
▼ 年金受給者など

収入が減って家計の維持が難しい

病気で会社を休んだ

休業手当がもらえない

家賃が払えない

貸付	緊急小口資金 総合支援資金	貸付中	緊急小口資金：最大20万円を貸付 総合支援資金：最大20万円/月を貸付(原則3ヶ月以内)
猶予	納税猶予 公共料金の支払猶予	貸付中	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予
猶予	国民健康保険料(税)、 国民年金、後期高齢者医療制度 及び介護保険料の減免等	貸付中	一定程度収入が下がった方々等に対する国民健康保険(税)、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料の減免や徴収猶予等
給付	傷病手当金	貸付中	病気やケガの療養のため、4日以上仕事を休んだ場合に、一定額を支給
給付	新型コロナ対応休業支援金・ 給付金	貸付中	休業中の賃金の支払を受ける事ができない中小企業の労働者に対し、休業実績に応じ賃金の8割(上限1.1万円/月)を支給
給付	住居確保給付金	貸付中	家賃相当額(限度額あり)を自治体から家主へ支給 支給期間：原則3ヶ月
猶予	住宅ローンの返済猶予	貸付中	コロナの影響で住宅ローンの返済が困難となった方に対し、住宅ローンの返済を猶予

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
0120-46-1999

国 税：納税猶予センター(東京国税局) 0120-948-271  
地方税：中野区役所3階 税務課納税係 03-3228-8924  
公共料金：各事業者

国民健康保険(税) 保険医療課 資格課係 03-3228-5511  
後期高齢者医療制度の保険料 保険医療課 後期高齢者医療係 03-3228-8944  
介護保険料 介護・高齢者支援課 介護資格係 03-3228-6537  
国民年金保険料 保険医療課 国民年金係 03-3228-5514

各健康保険の保険者

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・  
給付金コールセンター  
0120-221-276

相談コールセンター  
0120-23-5572

各金融機関に申し出または  
金融庁相談ダイヤル0120-156811

個人が申請

▼ 子育て  
▼ 世帯

子育てに余分にお金がかかる

大学等の授業料が払えない

給付	子育て世帯への 臨時特別給付金	手続不要	児童手当の受給者に対し、子ども1人につき1万円を給付
給付	低所得のひとり親世帯への 臨時特別給付金	児童手当受給世帯	児童扶養手当受給世帯などに対し、5万円(第2子以降3万円加算)を給付 収入が大きく減少した場合には1世帯5万円を追加給付 ※東京都はひとり親家族に1万円相当の食品等の物品を別途支援
給付免除	高等教育修学支援制度 (家計急変)	貸付中	授業料・入学金の免除/減額+給付型奨学金の支給、又は貸与型奨学金の貸与

子育て支援課  
児童手当・子ども医療費助成係  
03-3228-8924

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
0120-400-903

各大学等・専門学校の窓口

# 新型コロナウイルス感染症に伴う

# 助成金・給付金等

2021年1月29日現在

第3次補正含む

※助成金・補助金等の情報は、日々更新されます。各問い合わせ先に詳細をご確認くださいませよう、お願いいたします。

事業主が申請

個人事業主  
中小零細企業  
フリーランス



売上が半減した	給付	売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給	準備中	緊急事態宣言で打撃を受けた飲食店の取引先を支援 1月または2月の売上が前年比50%以上減 法人：最大40万円、個人事業主：最大20万円を支給	準備中
休業等に協力した	給付	都感染拡大防止協力金	決定中	都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力 いただける中小の事業者者に支給(2021年1月8日～2月7日) 1店舗あたり162万円	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567
雇用を維持したい	助成	雇用調整助成金(コロナ特例)	決定中	休業手当等の最大10割を助成、上限8,370円/日 (2020年4月1日以降は上限15,000円/日)	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
事業再構築に挑戦したい	補助	中小企業等事業再構築促進事業	準備中	直近6ヶ月のうち任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同月比で10%以上減 新分野展開や業種転換などの事業再構築に挑戦する中小企業等を支援 補助上限：通常6,000万円、最大1億円、補助率：2/3	準備中
家賃が払えない	給付	家賃支援給付金	決定中	昨年5月～12月の間で売上が前年同月比で50%以上減又は連続した 3か月の前年同期比で30%以上減。家賃半年分の一部を給付 法人：最大600万円、個人事業主：最大300万円	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
小学校の休業等に伴い 子どもの世話で 仕事を休む	助成	小学校休業等対応助成金・支援金	決定中	助成金：労働者に特別な有給休暇を与えた事業主に助成 ※日額上限8,330円(2020年4月1日から上限15,000円/日) 支援金：委託契約により契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者に支給 ※日額上限4,100円(2020年4月1日から上限7,500円/日)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999
資金繰りが苦しくなった	減免	国税、地方税、社会保険料の 納税猶予・減免	決定中	国税・地方税・社会保険料を猶予 固定資産税は減免あり(売上要件あり) ※令和3年度の課税分に限定	国 税：納税猶予センター(東京国税局) 0120-948-271 地方税：中野区役所3階 税務課納税係 03-3228-8924 厚生年金保険料等：中野年金事務所 03-3380-6111 労働保険料等：新宿労働総合庁舎 03-3361-4402
	減免	国民健康保険料(税)、国民年金、 後期高齢者医療制度及び 介護保険料の減免等	決定中	一定程度収入が下がった方々等に対する国民健康保険(税)、国民年金、 後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料の減免や徴収猶予等	国民健康保険(税)：03-3228-5511 後期高齢者医療制度の保険料：03-3228-8944 介護保険料：03-3228-6537 国民年金保険料：03-3228-5514
	融資	実質無利子・無担保融資 (民間金融機関)	準備中	東京都 個人、小・中規模事業者：売上高5%減少 3年間無利子、最長5年間元本据え置き、保配料全額補助 上限1億円	お取引のある又はお近くの金融機関へ 東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877
	融資	実質無利子・無担保融資 (日本公庫等)	決定中	小規模事業者：(個人)売上高5%減少、(法人)売上高15%減少 中小企業：売上高20%減少 3年間無利子・最長5年間元本据え置き 中小事業最大3億円、国民事業最大6,000万円	最寄りの日本政策金融公庫へ 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
その他	支援	失業等に伴う住居喪失者への 一時住宅等の提供	決定中	生活支援、居住支援、就労支援および資金貸付相談などを実施しています ※2021年2月7日まで延長	東京チャレンジネット 0120-874-225 0120-874-505(女性専用)
	助成	ベビーシッター利用支援事業 (新型コロナウイルス関係)	決定中	認可外のベビーシッターの利用を余儀なくされた場合に、 利用料の一部を助成	保育園・幼稚園 幼稚園・認可外保育係 03-3228-8754